

開発費の取扱いの検討

１．前回委員会での意見の概要（「参考１」参照）

- 前回の委員会においては、「単体財務諸表に関する検討会議」報告書（「参考２」参照）も踏まえながら、開発費の連結及び単体の取扱いについて検討を行い、６名の委員及びオブザーバーから意見が出された。（前回委員会資料については「参考３」参照）
- 前回委員会資料の「ディスカッション・ポイント１」：連結の取扱いの判断については、開発費を資産計上すべきという意見と、現行の取扱いを維持すべきという両論の意見が聞かれた。
- 前回委員会資料の「ディスカッション・ポイント２」：仮に連結ベースで開発費を資産計上することとした場合の単体の取扱いの判断については、当面の間、連結先行（単体は費用処理）とするという意見が大部分であった。

２．前回委員会での意見を踏まえたディスカッション

- 下図では、前回委員会のディスカッション・ポイントである連結の取扱いの判断において、開発費を資産計上すべきという意見と、現行の取扱いを維持すべきという両論の意見の中で示された考え方を内容ごとに比較して整理している。
- 今後の方向性を判断していくにあたり、議論を深めるべきと考えられる事項について、前回の委員会で出された意見及び単体検討会議報告書で示された考え方に対して、さらにご意見をお伺いしたい。（ディスカッション・ポイント(1)から(4)）
- （主に連結先行の意見の方に対して）仮に連結先行とする場合の派生論点についても、ご意見をお伺いしたい。（ディスカッション・ポイント(5)①から(5)③）

ディスカッション・ポイント１			
ステップ１			
会計の考え方からは、開発費の資産計上と費用処理のどちらの考え方がより適当と考えるか。			
内容	資産計上すべきと判断	費用処理すべきと判断	分析及びディスカッション・ポイント
資産性（理屈、概念）	・開発費の資産性の有無は、まず概念フレームワークの観点から検討する必要がある。IASB 及び FASB の概念フレームワーク及び ASBJ の討議資料による資産の定義には、ある程度共通した考え方がある。そして、無形資産の会計基準の ASBJ 公開草案文案では、このような概念フレームワークの考え方を受けて、無形資産の認識要件として、一般的な認識基準を２つ挙げ、更に、自己創設による無形資産については、別途６つの要件を挙げている。従って、公開草案文案の要件を満たした開発費は、結果的に概念フレームワークによる資産性を満たすことになるので、資産に計上すべきである。 ・経営者は、経営責任上、将来の成果が期待できない研究開発投資はしないはずであり、そこからのリターンを期待しているので、それらを忠実に貸借対照表に表現することが投資家に対して有用な情報を提供することになる。 ・資産計上した開発費の償却により、リターンとコストを対応させることができる。 ・無形資産の包括的な会計基準において開発費だけ費用計上とするのは、現行の研究	・将来収益が獲得できるものを資産計上することは理にかなっている。 ・開発費の資産計上があるとより細かな会計処理となり、理屈上は高品質な会計基準になる。 ・フレームワークに照らして考えた場合、一定の要件を満たしたものについて、資産計上すべきものもあることは理念的には理解できる。	いずれの意見においても、概念上、資産性があることについては一致している。その上で、比較可能性やコンバージェンス等の考え方の違いから最終判断に差異が生じている。

	開発費の会計基準を継続するのとは違う意味合いがある。資産性があるものを敢えて費用計上するという意味合いになりかねず、説明がつかない。 ・経営者は、将来収益による回収を意識して開発費を投下しており、資産性について否定をすることは難しい。 ・もし資産の認識要件を満たしているのであれば、外部調達か内部開発かにかかわらず資産に計上すべきである。企業結合により取得した仕掛研究開発や個別買入れ研究成果の資産計上とは異なり、自己創設については６要件という厳しい規準があるが、それを満たしていれば資産に計上すべきである。例外としての自己創設のれんは、資産の認識要件を満たしているが、財務報告目的に反するという考え方から現在は資産計上が認められてない。しかし、開発費の場合は、企業経営者の具体的なリターンを期待しての投資であり、しかも個別の支出に紐付いているという点から自己創設のれんとは性格が異なる。		
将来の収益獲得の不確実性	・保守主義の観点あるいは健全性の観点から、実現可能性が不確実な資産計上には懸念があるとの指摘に対しては、適切な償却をして、減損処理を厳格にかつ適時に行えば対応できる。あまりにも保守主義や健全性を前面に出して、本来計上すべき資産を計上しないということは正当化できない。 ・不確実性が高いのであれば６要件を満たさないという考え方もある。	・将来収益が獲得できるかの予測は、実務的にはかなり難しい。	ディスカッション・ポイント(1) ・単体検討会議報告では、「平成 10 年に定められた現在の研究開発費の会計基準では、収益獲得の不確実さから費用計上することと整理されている。その当時と基本的に企業活動には変化がなく、むしろ、昨今、技術革新のスピードは上がっており、失敗するリスクが高まっているた

			め、健全性の観点からも費用計上を維持すべきではないか。」という意見が示されているが、これについてどう考えるか。
比較可能性 （実務上の判断の困難性）	・研究フェーズと開発フェーズの区別が難しいといわれるが、莫大な研究開発投資をしている以上、それらの区別による管理は、経営管理上も内部統制上も当然しなければならない経営責任と思われる。 ・研究局面と開発局面の区分について、多大な労力を要することは理解するが、日本だけの問題ではなく、欧州や韓国で IFRS を採用している状況の中では、資産計上をしている実務が実際に存在する。 ・経営者の主観的な要素は入らざるを得ないが、研究局面と開発局面のトータルコスト、研究局面と開発局面の区分方法、かつ、開発局面で資産計上した金額などの開示により、財務諸表利用者により有用な情報になるのではないか。	・将来収益が獲得できるかの予測は、経営者の将来を見通す直感的な判断によるしかなく、同じ前提でも判断が大きく異なり得る。追加的なガイダンスを検討しても経営者の判断に画一性をもたせるのは難しい。主観的な判断に基づき資産計上することは、財務諸表の有用性を損なう。 ・開発費の計上規準が企業間で多分まちまちになり、同じ企業でも会計期間により開発費の計上規準が変わることが懸念され、比較可能性の点で問題がある。 ・IAS38 の 6 要件について、企業が立証しなければ費用計上できるとも読める。欧州の業種ごとの差をみると、すべての企業が立証して判断しているかは分からないところもある。	ディスカッション・ポイント(2) ・単体検討会議報告書では、「会計基準の策定にあたっては、投資家に必要な情報を十分提供する観点が必要であるとともに、実務的に、ベネフィットに見合わないコスト負担を生じさせたり、管理会計との大きな乖離により効率性を低下させたりすることにより、企業活動に過度な影響を与えないよう留意する必要があると考えられる。」という意見が示されているが、これについてどう考えるか。

（６要件のガイダンス）	・６要件があいまいのため、比較可能性を損なっているとか恣意性が入るという指摘があるが、測定に不確実性があるからといって、それが認識要件を満たしたものでまで認識しないことを正当化するものではない。 ・認識要件を満たしていれば次は測定の問題であり、６要件が実務にワークしないのであれば、６要件を詳しくしたり、別の要件を作るなどにより、実務上ワークするように基準開発をしていくべきである。 ・６要件のガイダンスを設けることがIAS38の解釈となる可能性については、日本の基準なので、あまり気にする必要はなく、日本の実務を考えて検討していくことが考えられる。		
ステップ２ コンバージェンスの観点から、開発費の資産計上についてどのように考えるか。			
コンバージェンス	・一定の要件を満たした開発費は、理論的にも実務的にも資産計上すべきなので、コンバージェンスすべきである。 ・包括的な無形資産の会計基準案がIFRSをベースに作られていることを考えると、これに合わせていくのがよい。 ・欧州の上場会社はIFRSを採用して対応している状況があり、EUの同等性評価において現在も継続的なモニタリングが行われており、開発費はCESRから指摘された項目であることからすると、日本基準のレピュテーションリスクを意識せざるを	・米国基準がIFRSと異なっているので、現段階では、現行の取扱いを維持すべきである。 ・日本の財務諸表利用者はコンバージェンスというよりも世界中が１つの基準を採用することを支持しており、IFRSと米国会計基準で違いがある点については、現段階で意思を明確にすべきでない。 ・東京合意の関係では、IFRSを採用する際は、カーブアウト等せずIFRSに合わせることを約束することで対応できないか。 ・米国基準とIFRSに差異があるから、今の	IFRSとコンバージェンスすべきという意見と、IFRSと米国会計基準で違いがあることから現行の取扱いを維持すべきという意見に分かれている。 ディスカッション・ポイント(3) ・IFRSと米国会計基準における開発費の取扱いの違いについては、①「現状でIFRSにコンバージェンスを図っても、再度変更する必要が生じる可能性があるため、現時点で変更す

(コンバージェンスの進め方)	得ない。 ・ IASB が今後無形資産のプロジェクトをどういう形で再開するのかにも注目して、市場関係者の意見も踏まえながら検討を進めていくことが考えられる。そうした場合に IAS38 との早期のコンバージェンスを目指すべきか、あるいは、資産計上の方向性を打ち出した上で、より我が国の市場関係者の理解が進むような方法で具体的な要件を考えていくアプローチとするか、進め方についてはいくつか考えられる。	段階で即座にコンバージェンスをするのは時期尚早である。	ることには慎重であるべき」(単体検討会議報告書)という意見や、②IFRSと米国会計基準が同じであれば日本もコンバージェンスすることにより財務諸表の比較可能性は高まるが、両者に違いがある中ではその必要性はそれほど高くないという意見が聞かれるが、これらの意見についてどう考えるか。 ディスカッション・ポイント(4) ・ 単体検討会議報告書では、「開発費は、EU の同等性評価における 26 項目に含まれていたものであり、資産計上を行わない場合、今後、同等性評価を損なうリスクがあるとの説明が制度所管官庁からあった。」ことが示されているが、この点についてどう考えるか。
ディスカッション・ポイント2			
仮に連結ベースで開発費を資産計上することとした場合、連単一致のコスト・ベネフィットと連結先行のコスト・ベネフィットを踏まえ、単体の取扱いをどのように判断するか。			
内容	支持する意見(単体は、当面、費用処理)	反対であるとする意見	分析
連結先行	・ 連結財務諸表作成の一般原則における、いわゆる準拠性又は規準性の原則によると、連結財務諸表は個別財務諸表を基礎として作らなければならないことになっている。連結は個別に基づくべきだという理論的な面からは、連単一致が原則である。また、実務的な面においても、連結先行し	・ 仮に連結で資産計上することとした場合は、単体に帰属する分の分析のため、単体も同様に資産計上すべきである。	当面の間、連結先行とする考え方を示す意見が大部分であった。

	た場合にはそれに伴うコストやデメリットがあることから、やはり連単一致が望ましい。しかしながら、現実問題としては、税務上の問題等については理解できるので、それらが解決されるまでは、当面連結先行をすることは止むを得ないと思われる。また、単体検討会議報告書を十分斟酌する必要があることも考慮した上で、連結先行をすることには異論がない。しかし、だからといって、連結上までコンバージェンスするべきではないという考え方には、賛同できない。 ・すべて費用計上とするのは説明がつくのかという観点は、単独も同じであるが、単独も資産計上して不具合がないかについては気になるところがあり、連結先行という考え方もあり得る。連結先行とした場合、これが解消するのはいつなのかも考えていく必要がある。 ・コンバージェンスとなった場合、一定程度の間、内容が定着する、あるいは、リスクが見えてくるまでは、連結先行はやむを得ない。 ・短期的な対応の中では、税との関係は避けて通れないと思う。企業経営上、重要な問題となることも考えると、単体検討会議の多数意見と同様に、単体上は当分の間、連結先行により、費用処理とせざるを得ないと思う。		
--	---	--	--

（主に連結先行の意見の方に対して）

ディスカッション・ポイント(5)（仮に連結先行とする場合の派生論点）

①単体財務諸表における資産計上の選択適用

仮に連結先行とする場合、単体検討会議報告書では、「欧州で見られるように、単体財務諸表においては、資産計上と費用処理の選択適用を検討すべきではないか。」という意見が示されている。一方、当該意見に関しては、単体検討会議報告書では、「制度所管官庁から、こうした選択適用は、比較可能性の観点から、非常に慎重に取り扱うべき課題であるとの説明があった」ことが示されている。また、繰延資産計上の選択的許容が問題視されたことが現行の研究開発費等会計基準の策定の一因となった過去の経緯からは、単体の選択適用は認めないとする方が適切であるとも考えられる。

仮に連結先行とする場合において、単体財務諸表における資産計上の選択適用の要否についてどのように考えるか。

案１：選択適用を認める。

案２：選択適用は認めない。

②単体財務諸表における追加開示

仮に連結先行とする場合、単体検討会議報告書では、「投資家が誤解することを避けるために、連結財務諸表と単体財務諸表の差異に関する十分な開示が必要ではないか」という意見が示されている。当該意見に関しては、開発費について連単一致で資産計上とするコスト（デメリット）を踏まえ、連結先行が検討されている以上、作成者の負担に配慮して単体ベースの具体的な金額情報の開示は求めるべきではなく、連結財務諸表と異なる処理をしている旨を注記することが適当であるとも考えられる。

仮に連結先行とする場合において、単体財務諸表における追加開示についてどう考えるか。

案１：連結財務諸表と異なる処理をしている旨を注記する。

案２：仮に資産計上した場合の金額情報も注記する。

③連結財務諸表非作成会社への対応

仮に連結先行とする場合、単体財務諸表のみ作成する会社との間の比較可能性が保てなくなるため、これらの会社への対応が必要であるという意見が聞かれる。当該意見に関しては、連結財務諸表を作成していない会社については、資産計上した場合の情報が無いと、

他の企業の連結財務諸表との比較可能性を確保できないおそれがあるため、仮に資産計上した場合の具体的な金額情報の開示を求めることが適当であるとも考えられる。

仮に連結先行とする場合において、連結財務諸表非作成会社への対応としては以下の３つの案が考えられるが、どの案がよいと考えるか。

案１：仮に資産計上した場合の金額情報を注記する。

案２：特段の注記を要しない。

案３：連結財務諸表と同様の会計処理とする。

（以 上）

参考１：前回委員会議事概要

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、「単体財務諸表に関する検討会議」報告書も踏まえながら、開発費の連結及び単体の取扱いについて検討を行っていただきたい旨の説明があり、審議事項(3)に基づいて、矢島研究員より具体的な論点の内容に関する説明が行われた。また、連結先行を検討する際、IFRS を連結に導入している欧州の事例も参考にすべきという意見が聞かれているため、参考として、欧州各国（英仏独）の会計制度の概要に関する説明が行われた。

その後の主な発言内容は以下のとおりである。

事務局は、以下の事項について意見を求めており、主な発言内容における番号は、以下の各事項に関する意見であることを意味している。

- ①会計の考え方からは、開発費の資産計上と費用処理のどちらの考え方がより適当と考えるか。
- ②コンバージェンスの観点から、開発費の資産計上についてどのように考えるか。
- ③上記を踏まえ、連結の取扱いをどのように判断するか。（⇒資産計上すべきと判断する場合には④についても意見を求める）
- ④仮に連結ベースで開発費を資産計上することとした場合、連単一致のコスト・ベネフィットと連結先行のコスト・ベネフィットを踏まえ、単体の取扱いをどのように判断するか。

ある委員より以下の意見があった。

- ①将来収益が獲得できるものを資産計上することは理にかなっているが、将来収益が獲得できるかの予測は、実務的にはかなり難しい。経営者の将来を見通す直感的な判断によるしかなく、同じ前提でも判断が大きく異なり得る。IAS38 の 6 要件では難しく、追加的なガイダンスを検討しても経営者の判断に画一性をもたせるのは難しい。主観的な判断に基づき資産計上することは、財務諸表の有用性を損なう。
- ②③コンバージェンスの視点や、同等性評価からの懸念も十分理解しており、悩ましいが、米国基準が IFRS と異なっている状況もあるので、現段階では、連結と単体について、今のままとして、環境が変わったところで場合によっては検討をすることでどうか。

ある委員より以下の意見があった。

- ①開発費の資産計上の可否について議論する前に、まず概念フレームワークの観点から、資産とは何かを考察する必要がある。IASB 及び FASB の概念フレームワーク及び当委員会の討議資料による資産の定義は、ある程度共通した考え方（直接的又は間接的な将来キャッシュフロー獲得能力を有している、企業に将来の経済的便益が流入することが期待される資産である、又は報告主体が支配している経済的資源である）がある。

無形資産の会計基準の公開草案文案では、このような概念フレームワークの考え方を受けて、無形資産の認識要件として、2つ挙げている。将来の経済的便益をもたらす蓋然性が高いことと取得原価について信頼性をもって測定できることである。これは一般的な認識基準であって、自己創設による無形資産については、さらに6つの要件を挙げている。

次に、開発費が、この概念フレームワークによる資産性及び公開草案文案の要件を満たしているかどうかという理論的な面と、実務面の問題点や懸念の両方から考える必要がある。

まず、理論的には、以下の観点から、開発費は、一定の要件を満たしているため、資産性があると認められるため、資産に計上すべきである。

経営者は、将来の成果が期待できない投資は、普通、経営責任上しないし、研究開発投資は、企業が存続して成長している企業にとっては、研究成果が成功しているという証で

ある。したがって、研究開発投資からのリターンを期待しており、それらを忠実に貸借対照表に表現することが投資家に対して企業価値情報を提供することになり有用である。

そして、資産に計上したものの償却により、リターンとコストを対応させることができる。

以上が、資産性という面からの考察であるが、もし資産の認識要件を満たしているのであれば、外部調達か内部開発かにかかわらず資産に計上すべきである。企業結合により取得した仕掛研究開発や個別買入れ研究成果の資産計上とは異なり、自己創設については６要件という厳しい基準があるが、それを満たしていれば資産に計上すべきである。例外としての自己創設のれんは、資産の認識要件を満たしているが、財務報告目的に反するという考え方から現在は資産計上が認められてない。しかし、開発費は、企業経営者の具体的なリターンを期待しての投資であり、しかも個別の支出に紐付いているという点から自己創設のれんとは性格が異なる。

実務的には、次に述べるような問題はあるが、問題があるから資産に計上しないというのではなく、実務における測定上の問題を解決していくという前提で、資産に計上すべきであると思う。

例えば、研究フェーズと開発フェーズの区別が難しいということがよくいわれるが、莫大な研究開発投資をしている以上、そのような区別による管理は経営管理上も内部統制上も当然しなければならないし、それがコーポレートガバナンスの一環でもあると思われる。

次に、６要件があいまいのため、比較可能性を損っているとか恣意性が入るという指摘があるが、測定に不確定要素があるからといって、それが認識要件を満たしたものまで認識しないことを正当化するものではない。認識要件を満たしていれば次は測定の問題であり、６要件が実務にワークしないのであれば、６要件を詳しくしたり、別の要件を作るなどにより、実務上ワークするように基準開発をしていくべきである。ASBJ 独自で開発するか、IASB と共に解釈問題として対応していくことが考えられる。

さらに、保守主義あるいは健全性の観点から、実現可能性が不確実な資産計上には懸念があるとの指摘に対しては、適切な償却をして、減損処理を厳格にすれば対応できる。あまりにも保守主義や健全性を前面に出して、本来計上すべき資産を計上しないということは正当化できない。

最後に考慮すべき点は、のれんの償却可否問題との関連である。包括的な無形資産の基準を開発して、適切な開発費を資産計上すれば、のれんとして計上されるものは少なくなり、非償却部分を少なくする効果がある。

以上から、一定の要件を満たした開発費は、理論的にも実務的にも資産計上すべきものと思われる。

②今まで述べてきたように、一定の要件を満たした開発費は、理論的にも実務的にも資産計上すべきと思うので、コンバージェンスするべきであると思う。

③④連結財務諸表と個別財務諸表における会計処理のあり方についても、理論面と実務面の両方から考察する必要がある。

まず、理論面からは、連結財務諸表作成の一般原則における、いわゆる準拠性又は規準性の原則によると、連結財務諸表は個別財務諸表を基礎として作らなければならないことになっている。このように、連結は個別に基づくべきだという理論的な面からは、連単一致が原則である。一方、実務面からも、連結先行した場合にはいろいろとそれに伴うコストやデメリットがあることから、基本的には連単一致であるべきである。しかしながら、現実問題としては税務上の問題があるということ等については理解するので、それらが解決されるまでは、当面連結先行をすることには同意する。また、単体検討会議からの報告書による意見を、十分斟酌する必要があることも考慮した上で、連結先行をすることには異論がない。しかし、だからといって、連結上までコンバージェンスするべきではないという考え方には、賛同できない。

あるオブザーバーより以下の意見があった。

- ①研究開発費は費用で設備投資は資産というより、その中間に開発費の資産計上があるとより細かな会計処理となり、理屈上は高品質な会計基準になる。しかし、企業分析上は、開発費の計上規準が企業間で多分まちまちになり、同じ企業でも当期の業績により開発費の計上規準が変わることが懸念され、比較可能性の点で問題が出る。
- ②日本の財務諸表利用者はコンバージェンスを支持しているが、コンバージェンスというよりも世界中が１つの基準を採用することを支持している。よって、IFRS と米国会計基準で現在違いがある点については、現段階で意思を鮮明にしないというのが有効な戦略になる。東京合意の関係では、採用したときは IFRS に合わせると約束することで対応できないか。
- ③先送りとする戦略がよい。
- ④当面現状のままだがよいが、仮に連結で資産計上するとした場合は、単体に帰属する分の分析のため、単体も同様に資産計上すべきである。税務との関連も研究開発税制の対象になっているので、会計基準が変わっても基本的に影響はないだろう。連結と単体で別の会計基準にすると、作成コストがかさむのも問題である。これらの問題もあって当面先送り、現状のままとするのがよい。

ある委員より以下の意見があった。

- ①単体検討会議では、実務の懸念から作成者サイドで費用処理の意見が多いことは理解できるが、無形資産の包括的な会計基準を開発していく中で、開発費だけ費用計上とするのは、従来の取扱いを継続するのとは違う意味合いがある。資産性があるものを敢えて費用計上するという意味合いになりかねないことに気をつけなければならない。

仮にのれんを非償却にした場合に、無形資産の包括的な会計基準がきちんとしてないと実務的に難しいことになる。我が国に無形資産の会計基準は必要であり、資産性がある開発費をすべて費用計上とすることは、説明がつくのか、有用なのかを懸念する。

６要件のガイダンスを設けることが IAS38 の解釈となる可能性については、これは日本の基準なので、あまり気にする必要はないのではないかと。日本で日本の実務を考えて検討していくということはある。

資産計上について、不確実性が高いのであれば６要件にあたらないという考え方もあるのではないかと。

- ②無形資産会計基準の文案が IFRS をベースに作られていることを考えると、これに合わせるしていくのがよい。
- ④すべて費用計上とするのは説明がつくのかという観点、単独も同じであるが、単独も資産計上して不具合がないかについては気になるところがあり、連結先行という考え方もあり得る。連結先行とした場合、これが解消するのはいつなのかも考えていく必要がある。

ある委員より以下の意見があった。

- ①基本的なスタンスとして、日本の金融資本市場が非常にグローバル化している状況にあるので、高品質な会計基準へのコンバージェンスは必要であり、無形資産の包括的な会計基準は、2005 年 3 月の IASB との共同会議発足時からの課題であり、ぜひ作り上げていくべきである。その場合の１つの重要な論点が、社内開発費の取扱いであると認識している。IAS38 は必ずしもよい基準ではないと聞くこともあるが、例えば自動車メーカーで考えると、モデルチェンジに要するコストは、新車の販売で回収することを経営者は意図して開発局面で投下しており、その後の販売での資金流入を考えると資産の認識要件は十分に満たしていると考えられ、収益との対応関係からも、社内開発費の資産性について否定することは非常に難しいのではないかと。

実務面での実行可能性に関係して、社内の体制整備に向けた理解や協力が必要であり、多大な労力を要することは理解する。しかし、日本だけの状況ではなく、欧州や韓国など

で IFRS を採用している状況の中では、資産計上をしている実務が実際に存在する。社内開発費の資産計上について、ビジネス感覚で、絶対ノーなのかという点については、もう少し幅広く日本の関係者に確認する必要があると思う。特に研究開発型の企業はどのように考えているのかも踏まえながら、最終的に方向性を出して行く必要がある。

企業間の比較可能性について、社内開発費の資産計上にあたっては経営者の主観的な要素は入らざるを得ないと思う。したがって、注記情報として、研究局面と開発局面のトータルコスト、研究局面と開発局面の区分方法、かつ、開発局面で資産計上した金額などの開示により対応することにより、財務諸表利用者により有用な情報になるのではないかと。

②欧州の上場会社は IFRS を採用しており、実務にばらつきがあると言われつつも対応している状況があり、EU の同等性評価において現在も継続的なモニタリングが行われており、開発費は CESR から指摘された項目であることも踏まえると、日本基準のレピュテーションリスクというものを意識せざるを得ない。コンバージェンスの視点からも連結上資産計上に向けて検討を進めることが望ましいと考える。

IAS38 の 6 要件をそのまま持ってくればよいかどうかは、IASB が今後無形資産のプロジェクトをどういう形で再開するのも注目し、市場関係者の意見も踏まえながら検討を進めていくことが考えられる。そして、IAS38 との早期のコンバージェンスを目指すというアプローチと、資産計上の方向性を打ち出した上で我が国の市場関係者の理解が進むような方法で具体的な要件を考えていくアプローチもあると思うので、進め方については引き続き検討していくことが考えられる。

④短期的な対応の中では、税との関係は避けて通れないと思う。実際に課税所得に大きな影響を及ぼす可能性もあることから、キャッシュ・アウトフローの増加で企業経営の足かせにもなりかねない。企業経営上、重要な問題となることも考えると、単体検討会議の多数意見と同様に、単体上は当分の間、連結先行により、費用処理とせざるを得ないと考える。

ある委員より以下の意見があった。

①フレームワークに照らして考えた場合、一定の要件を満たしたものについて、資産計上すべきものもあることは理念的には理解できる。運用場面を考えた場合、IAS38 の 6 要件について、企業が立証しなければ費用計上できるとも読める。欧州の業種ごとの差をみると、すべての企業が立証して判断しているかは分らないところもある。

②米国基準と IFRS に差異があることも加味すれば、今の段階で即座にコンバージェンスをするには時期が早い。

③同等性評価の問題もあるので、軽々に判断することは差し控えるが、慎重に考えるべきである。

④コンバージェンスするとなった場合、一定程度の間、内容が定着する、あるいは、リスクが見えてくるまでは、連結先行はやむを得ない。

また、あるオブザーバーより以下の発言があった。

IASB は、無形資産について、MOU を最優先すべきという形で繰り延べているが、IAS38 の見直しの重要性は認識しており、今後の新たなアジェンダの候補には挙がっている。もし包括的に見直しをする場合、通常は最低で 5 年はかかると思われ、結構コントラバーシャルなので、もっと長くかかるかもしれない。

最後に、西川委員長から、非常に概念的な話から基準のタイミングの戦略のような話まで出ており、ぶつかり合わない話も交じっているということで難しいと感じたが、いずれにしろ、多少遅れるにしても、前に進んでいく形で、引き続き検討を行っていききたい旨の発言があった。

以 上

参考２：「単体財務諸表に関する検討会議」報告書（平成23年4月）より抜粋

(1) 開発費について

（単体財務諸表に関する方向性の考え方）

開発費の単体財務諸表における取扱いについては、当面、現行の費用計上を継続すべきとの意見が多くみられた。その考え方は以下のとおりである。

- 開発費を費用計上から資産計上に変更した場合、課税関係が変更されることにより、税支出が増加する可能性があることから、単体財務諸表の会計処理は現状を維持すべきではないか。
- 平成10年に定められた現在の研究開発費の会計基準では、収益獲得の不確実さから費用計上することと整理されている。その当時と基本的に企業活動には変化がなく、むしろ、昨今、技術革新のスピードは上がっており、失敗するリスクが高まっているため、健全性の観点からも費用計上を維持すべきではないか。
- IAS38に定められている開発費の6要件は抽象度が高く、幅広い解釈が行われ、比較可能性が確保されない可能性がある。また、この観点から費用処理を支持するアナリストも相当数いる。なお、IAS38に定められている6要件については、ガイドラインを明確にすべきとの意見と、ガイドラインには限界がありこれ以上のガイドラインは不要との意見の両論があった。
- IFRSの処理と米国会計基準の処理が異なっており、現状でIFRSにコンバージェンスを図っても、再度変更する必要が生じる可能性があるため、現時点で変更することには慎重であるべきではないか。

一方、IFRS同様に資産計上に変更すべきとの意見の考え方は以下のとおりである。

- 資産と認識すべきものがある場合にそれを一律に費用処理することは適切でないはずである。収益獲得が不確実であれば、資産計上の判断の中で織り込まれ、費用計上になるはずである。適切な期間利益を強調するのであれば、健全性について強調しすぎるのは適切ではないのではないか。
- IFRSとの間の主要な差異であり、国際的な比較可能性の観点から、コンバージェンスを図るべきである。また、投資家の観点からは、連結財務諸表と単体財務諸表に異なる会計処理を採用することにより誤解が生じる可能性があり、両者はできる限り一致することが望ましい。

なお、仮に連結先行を採用することとした場合について、以下の意見が聞かれた。

- 投資家が誤解することを避けるために、連結財務諸表と単体財務諸表の差異に関する十分な開示が必要ではないか。
- 欧州で見られるように、単体財務諸表においては、資産計上と費用処理の選択適用を検討すべきではないか。これに関して、制度所管官庁から、こうした選択適用は、比較可能性の観点から、非常に慎重に取り扱うべき課題であるとの説明があった。

（連結財務諸表に関する参考意見）

なお、検討会議においては、連結財務諸表における開発費の資産計上について、以下の両論の参考意見も聞かれた。

- 【単体財務諸表に関する方向性の考え方】にもあるが、収益と費用の対応を重視し、資産計上をすべきではないか。
- 開発費は、EU の同等性評価における 26 項目に含まれていたものであり、資産計上を行わない場合、今後、同等性評価を損なうリスクがあるとの説明が制度所管官庁からあった。
- 【単体財務諸表に関する方向性の考え方】にもあるが、健全性の観点、6要件が明確でない点、米国会計基準と処理が異なっている点等から、費用計上を継続すべきではないか。
- 東京合意の期限があることは理解するが、意見が分かれている中では、結論を出すべきではないのではないか（「(2)のれんについて」も同様。）。開発費については、米国の動向も見極め、議論を続けるべきではないか

参考３：前回委員会資料

１．これまでの経緯

当委員会は、平成21年12月に「無形資産に関する論点の整理」を公表し、寄せられたコメントを踏まえ審議を行っていたが（これまでのコンバージェンスの対応については、2. (3)「コンバージェンス関連」で詳細に検討）、包括利益の表示の我が国会計基準への導入の検討を契機として、上場会社の個別財務諸表に関する連結先行のあり方が議論となった。

平成22年8月の企業会計審議会において、当財団が、基準設定機能の強化及びそのための産業界を含む各ステークホルダーによるバックアップ強化の方策を検討することとなり、単体財務諸表のコンバージェンスを当面どのように取り扱うべきかについて、ハイレベルな意見を聴取するために、「単体財務諸表に関する検討会議」が設置され、平成22年10月より開催されている。

２．結論を導く上での検討事項

(1) 会計処理の考え方からの検討

①「開発費は一律に費用処理することが合理的とする考え方

- 研究開発費は、発生時には将来の収益を獲得できるか否か不明であり、また研究開発計画が進行し、将来の収益の獲得期待が高まったとしても、依然としてその獲得が確実であるとはいえないため、研究開発費を資産として貸借対照表に計上することは適当でない（研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書 三 2）¹。
- 実務上客観的に判断可能な要件を規定することは困難であり、抽象的な要件のもとで資産計上を求めることとした場合、企業間の比較可能性が損なわれるおそれがある（同意見書 三 2）。（⇒この点については(2)で検討）

②「一定の要件を満たす開発費は資産計上することが合理的とする考え方

- 基準の画一性は会計情報の比較可能性を高める反面で、経営者による有用な情報が制約される懸念もある。研究開発の資産価値は、投資家が将来の成果を予測して自ら評価するものであり、成果の予測に役立つ情報が求められる。その観点から資産の評価と費用の配分の目的適合性と信頼性のバランスを検討する必要がある²。
- 研究開発支出は、その成果や内容に関して、見えざる資産という性質上、企業内部者

¹ 現行基準作成当時と状況に変化はなく、むしろ、技術革新のスピードは上がっており、失敗するリスクが高まっているため、健全性の観点からも費用計上を維持すべきという意見がある。

² 斎藤静樹「企業会計とディスクロージャー(2010年)」P11,97を参照した。同書において、経営者と投資家の間に情報の非対称性がある以上、情報を開示しない会社の収益性とリスクは、実態の不透明な企業群の平均でとらえられるほかはなく、（平均より上の）会社は経営の状況自ら市場に伝えて、資本の調達コストを下げようとするはずであるとの指摘もある（同 P9）。

と外部者間の情報の非対称性が大きくなりがちである。それゆえ、比較可能性を犠牲にしたとしても、研究開発に関して経営者が有している情報が企業外部に明らかにされることの価値は大きい³。

- 企業が開発を行うのは、それによる経済的便益を期待してのことであり、企業が存続している以上、研究開発の成功はあるはずなので、一律に費用処理とするより、資産と認識すべきものがある場合にそれらを識別する会計基準の方が高品質であると評価できる⁴。

(2)6 要件（「参考１」参照）による資産計上は適当か

- 6 要件は、抽象度が高く、幅広い解釈が行われる可能性がある。抽象的な要件のもとで資産計上を求めることとした場合、企業間の比較可能性が損なわれるおそれがあり、また、6 要件の判断に要するコストに相応するベネフィットはないという意見がある⁵。

⇒上記を前提として、ガイドラインを設けるべきとの意見と、ガイドラインを設けても主観性は残るためあまり効果的ではないとの意見がある。

（参考）

- より整合的な判断を確保するために、当委員会の無形資産論点整理において、明示的に市場関係者に広くアイデアを募ったが具体的な提案はなかった。
- 当委員会が調査した範囲では、IFRS を適用する欧州企業において、企業により計上の実務に大きなばらつきが生じている。一方で、計上の実務が業界ごとに分かれる傾向もみられ、例えば、調査対象会社の範囲において、製薬業界及び食品・飲料業界では、

³ 中野誠「研究開発活動の会計学、企業会計（2008年6月）」。なお、伊藤邦雄編著「無形資産の会計（2006年）、第9章（八重倉孝担当）」において、米国の研究開発費会計の研究について、以下の指摘がある。「研究開発費を即時費用化せず、何らかの形で資産化した方が会計情報の有用性を高めることを示す先行研究が多数存在している。多くの研究は Value-relevance テストの枠組みで、株価または株式のリターンに対する会計数値の説明力を比較することによって、資産化による会計情報の有用性が相対的に高いことを示している。」「研究開発費を即時費用化することによって、会計情報の有用性が高まることを示す研究は（わずかに研究の価値がきわめて限られたものを除き）見あたらない。」ただし、本書における実証分析では、「投資意思決定の観点からは双方の会計処理に優劣をつけることは困難であることを示している。」としている。

⁴ 昨年の委員会における万代勝信前委員の発言を参照した。

⁵ 実務上の懸念としては、以下のような意見がある。個々の開発プロジェクトごとに、研究と開発を識別し、開発について6要件を立証して、事後の進捗も管理する仕組み（監査対応を含む）を構築するためには、非常に大きな事務負担が求められる。経営管理上従来から使われてきた数値ではなく、6要件による収益獲得の蓋然性が高い（収益獲得が確実ではない）開発費の資産計上及び償却を通じて研究開発活動の経営管理を行っていくことが、企業にとって意義が乏しく増大する事務負担に見合わない可能性がある。また、その結果、財務会計と管理会計が乖離することにより、経営コストが増加する可能性がある。

すべての会社が結果として開発費の資産計上を行っていないが、自動車（完成車）業界、重電業界及び電機業界では、すべての会社が開発費の資産計上を行っている。（「参考２」参照）

- 日本基準として当委員会が開発していく場合、IAS38の６要件の解釈となる可能性があり、他のプロジェクトとの関係も踏まえる必要がある。

（３）コンバージェンス関連（無形資産プロジェクトの経緯等について「参考３」参照）

①同等性評価について

- ✓ EUは、2007年（その後２年間延長）から、EU域内で上場や資金調達を行う外国企業にIFRS又はこれと同等の会計基準の使用を義務づけた。欧州証券規制当局委員会（CESR）は、2005年７月に、日本基準について、全体としてIFRSと同等としつつも、26項目にわたる差異を指摘し、これらについて一定の補完開示を求めた。開発費の資産計上と企業結合により取得した研究開発は、当該26項目に含まれていた⁶。
- ✓ 後述する2007年８月の東京合意では、CESRが指摘した補正措置項目については、2008年中に対応することとされた。東京合意を踏まえたプロジェクト計画表（2007年12月公表）では、「無形資産（研究費・開発費）」は同等性評価に関連するプロジェクト項目（短期）であったが、2008年２月の委員会において、企業結合により取得した仕掛研究開発に対応が絞られ、社内開発費については、IASB/FASBの動向を踏まえて対応するものとされ、同等性評価の短期項目からは除外された。
- ✓ なお、同等性評価については、2008年３月に、全体として評価するホーリスティック・アプローチに転換し、最終的に、欧州連合（EU）の欧州委員会（EC）は、2008年12月に、日本基準を欧州で使用されているIFRSと同等とする決定を行った⁷。

開発費の資産計上は、26項目の１つとして指摘されていた重要な差異であることから、開発費を資産計上としなかった場合、今後、同等性評価に影響を与える可能性があるとの意見も聞かれる。

②東京合意との関係⁸

⁶ これらの項目の補正措置は、IFRSに従って会計処理した場合の定量的影響（損益又は株主持分への税引前後の影響）の表示（「開示B」に該当）とされた。

⁷ なお、ECは、各国におけるIFRSへの移行に向けた努力を継続して注視するとしている。

⁸ なお、東京合意のポイントとして、①日本が一方的にIFRSに合わせるという形ではなく、従来通り、対等な立場でコンバージェンスを進めるものであること、②基準のコンバージェンスにあたっては、規制当局を含む関係者と十分に協議しつつ、それぞれのデュー・プロセスにしたがって行うこと及び③コンバージェンスの時期を明示したことが挙げられている（西川郁生「会計基準のグローバル・コンバージェンスに向けたASBJの戦略―東京合意を公表して―」季刊会計基準第18号（2007年9月））。

- 2006年10月のプロジェクト計画表では、「無形資産（含む開発費）」と「企業結合（取得研究開発）」は、それぞれEUによる同等性評価に関連するプロジェクト項目（2005年にCESRが指摘した補正措置項目）に含まれていた。なお、無形資産は2006年2月に公表されたIASB/FASBのMOU項目であったこともあり、開発費については、「IASB/FASB議論を踏まえ検討」とされた。
- 2007年8月の東京合意を踏まえた新たなプロジェクト計画表（2007年12月公表）においては、表現は修正されたものの、内容に変化はない⁹。
- その後、企業結合により取得した仕掛研究開発の取扱いについては、IFRS、米国基準及び日本基準の中で日本基準だけが異なる取扱いとなっていたこと等から、2008年2月の委員会において、まず、企業結合により取得した仕掛研究開発の取扱いに焦点を絞ることとされた。その結果、2008年9月に更新されたプロジェクト計画表においては、「無形資産（仕掛研究開発）」が2008年中に解決すべき短期項目（同等性評価に関連するプロジェクト項目）とされ、「自社開発については、IASBとFASBの動向を踏まえて対応」「IASB/FASBの検討とタイミングを合わせて進めるため、現時点ではスケジュールは未定」と示されている。

（その後、2008年12月に、ASBJは、東京合意に掲げた短期コンバージェンス・プロジェクト項目が終了したことを公表している。）

- 一方、2008年9月に更新されたプロジェクト計画表において、主として、のれんの償却に関する企業結合プロジェクトの検討と併せて、無形資産の体系的な会計基準の検討が必要ではないかという観点から、「無形資産」を既存の差異プロジェクトに含めている¹⁰。これは、無形資産の体系的な会計基準を目標としたものであり、開発費の取扱いはその中の1つの論点として含めている¹¹。

③IASBとFASBの動向との関係

- IFRSの処理と米国会計基準の処理が異なっており、現状でIFRSにコンバージェンスを

⁹ 無形資産（研究費・開発費）はEUによる同等性評価に関連するプロジェクト項目（短期）に含まれ、社内開発費については、「IASB/FASBの動向を踏まえて対応」とされた。

¹⁰ 「無形資産」は、既存の差異に関連するプロジェクト項目（中期）とされ、「開示拡充、体系的な会計基準の整備等」と示されている。なお、無形資産は当初IASB/FASBのMOU項目であったが、2007年12月にIASB/FASBは議題として取り上げないことが決定されている（2008年9月に更新されたMOUのプロジェクトから無形資産は除かれている）。

¹¹ 2008年10月の無形資産専門委員会では、社内開発費の取扱いについては、IASBとFASBの動向を注視して検討を行っていくこととされているが、それも含めて無形資産に関する開示の拡充、体系的な会計基準の整備等の検討を進めることが見込まれていることが説明された。また、2009年4月の委員会では、プロジェクトの課題として、無形資産の体系的な会計基準の開発を最終目標とし、当面はそのために検討を要する論点（研究開発費を含む）を整理してこれを公表し市場関係者の意見を求める作業を行うことが説明された。

図っても、再度変更する必要が生じる可能性があるため、現時点で変更することには慎重であるべきであり、議論を継続すべきであるという意見がある。

ディスカッション・ポイント１

以下の各々のステップごとに、ご意見をお伺いしたい。

ステップ１

- ✓ 会計の考え方からは、開発費の資産計上と費用処理のどちらの考え方がより適当と考えるか。

ステップ２

- ✓ コンバージェンスの観点から、開発費の資産計上についてどのように考えるか。

ステップ３

- ✓ 上記を踏まえ、連結の取扱いをどのように判断するか。（⇒資産計上すべきと判断する場合にはディスカッション・ポイント２についてもご意見をお伺いしたい）

(4)連結先行に関する検討

- この検討は、連結財務諸表において開発費を資産計上することとした場合にのみ必要となる。
- 企業会計審議会が示しているコスト・ベネフィットの比較衡量の観点（「参考４」参照）から開発費について整理する。なお、平成２２年６月の「上場会社の個別財務諸表の取扱い（連結先行の考え方）に関する検討会」の概要報告は、「参考５」を参照。
- 連結先行を検討する際、IFRSを連結に導入している欧州では、単体財務諸表との関係、関連諸制度との関係で様々な工夫がなされていると思われるため、それらの事例も参考にすべきという意見が聞かれている。詳細は、参考資料を参照。

①連単一致とする場合のコスト・ベネフィット コスト（デメリット）

- 税務上、「試験研究費のうち、基礎研究及び応用研究の費用の額並びに工業化研究に該当することが明らかでないものの費用の額」は、製造原価に含めないことが認められている（法人税基本通達 5-1-4(2)）。また、研究開発税制として、研究開発費に関する各種の税額控除が認められている。無形資産の会計基準において、一定の要件を満たす開発費を資産計上することとした場合、現行の税務上の取扱いが引き続き認められなくなり、キャッシュアウトフローが増加する可能性があることが懸念されている。
- 開発費の資産計上については、連単ともに、以下のような懸念がある（⇒詳細は、(1)

で検討した「開発費は一律に費用処理することが合理的とする考え方」を参照）。連結先行した場合は、単体については当該懸念に一定の範囲で対応することができるが、連単一致とした場合は、連単ともに懸念が残ることとなる。

- ・将来の収益獲得は不確実であり、資産の過大計上となるおそれがある。
- ・企業間の比較可能性が損なわれるおそれがある。

（参考）

- のれん等調整額（のれんの二分の一の額と繰延資産の合計額）が資本金・準備金の合計額を超える場合の差額は、分配可能額から控除する規定がある（会社計算規則第158条第1号）。無形資産の会計基準において、一定の要件を満たす開発費を資産計上とした場合、分配可能額の取扱いについては、会社計算規則において判断される。

ベネフィット（メリット）

- 連結先行とする場合のコスト（デメリット）への懸念に対応できる。

②連結先行とする場合のコスト・ベネフィット

コスト（デメリット）

- 連結財務諸表と個別財務諸表で異なる会計基準とすると、企業グループ全体では実態に違いはないにもかかわらず、吸収合併や事業分離により財務情報が変わることから、投資家による企業の財務内容の理解を阻害する可能性がある。
- 投資家に対して、連結財務諸表と個別財務諸表で異なる数値に基づく情報提供を行うことになることから、業績評価にあたり、場合によっては投資家の理解可能性を妨げる可能性がある。
- 連結の情報提供だけのために、個々の開発プロジェクトごとに、研究と開発を識別し、開発について6要件を立証して、事後の進捗も管理する仕組み（監査対応を含む）を構築する等の連結修正を行うための追加の事務負担が必要となる。
- 連結先行による連結と単体のズレを解消するための要件が見出しにくく、両者の会計処理が長期にわたって分離してしまう懸念がある。

ベネフィット（メリット）

- 連単一致とする場合のコスト（デメリット）への懸念に対応しようとするものである。

ディスカッション・ポイント２

- ✓ 仮に連結ベースで開発費を資産計上することとした場合、連単一致のコスト・ベネフィットと連結先行のコスト・ベネフィットを踏まえ、単体の取扱いをどのように判断するか。

審議事項（２）－２

（以 上）